

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年12月2日

【会社名】 株式会社イズミ

【英訳名】 IZUMI CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山西 泰明

【本店の所在の場所】 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

【電話番号】 広島(082)264-3211(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員財務経理部長 川西 正身

【最寄りの連絡場所】 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

【電話番号】 広島(082)264-3211(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員財務経理部長 川西 正身

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年11月30日開催の取締役会において、株式会社イズミ（以下「イズミ」といいます。）を株式交換完全親会社とし、株式会社スーパー大栄（以下「スーパー大栄」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出します。

2【報告内容】

(1) 本株式交換の相手方に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社スーパー大栄
本店の所在地	北九州市八幡西区中須一丁目1番7号
代表者の氏名	代表取締役社長 松島 三秋
資本金の額	1,798百万円
純資産の額	2,393百万円
総資産の額	10,204百万円
事業の内容	生鮮食品を主体に一般食品、日用雑貨、酒類等の販売を行う小売業、ゴルフ練習場（ベスパ大栄）、外食業等の業務

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

決算期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
売上高（百万円）	23,853	23,008	22,641
営業利益（百万円）	125	9	552
経常利益（百万円）	103	19	574
当期純利益（百万円）	85	118	1,149

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成27年9月30日現在）

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持ち株数の割合（％）
(株)イズミ	50.99
中山 和子	4.25
中山 勝彦	3.80
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)（信託口4）	2.16
宮下 信一	1.58
新行内 儀春	1.47
江平 文茂	1.44
(株)白石	1.24
(株)西日本総合リース	1.13
日本乾溜工業(株)	1.12

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	イズミはスーパー大栄の発行済株式総数の50.99%に相当する4,575,000株を保有しています。
人的関係	イズミからスーパー大栄の代表取締役社長として松島 三秋が出向しております。
取引関係	スーパー大栄によるイズミからの商品の購入等の取引があります。

(2) 本株式交換の目的

イズミ並びにイズミの子会社及び関連会社（以下「イズミグループ」といいます。）は、ショッピングセンターやスーパーマーケット等の小売事業をコア・ビジネスとして、お客様にご満足いただける売場作りを追求しています。また、店舗展開においては、中国・九州・四国地方を出店エリアと定め、当該エリアに高密度な店舗網を形成することにより、地域における競争優位と“ゆめブランド”を確立することを目指しています。商品面では、品質・鮮度が高く安心・安全な商品を低価格でご提供する“いいもの安く”を各商品分野で実現するべく、商品開発や原価低減を推し進めています。

一方、スーパー大栄は、昭和46年2月の設立以来、「食」を通して地域社会の発展に貢献する理念を掲げ、人と環境に優しい高品質で安価な商品を提供する小売事業をコア・ビジネスとして、北九州市を中心に展開してまいりました。平成3年3月に福岡証券取引所に上場した後、一段の業容拡大を図り生鮮ディスカウント業態等の新規事業の展開にも取り組んでまいりました。

イズミとスーパー大栄は、両社のノウハウの結集と相互補完による地域に根ざした品揃えの実現やスケールメリットを活かした業務効率の改善に取り組むために、平成26年1月に資本業務提携契約を締結し、イズミはスーパー大栄へ出資いたしました（出資比率 19.9%）。さらに、平成27年2月には、両社の企業価値向上に向けた一段の連携強化にはスーパー大栄がイズミグループの一員であることを明確に位置づけるべきであるとの考えから、イズミはスーパー大栄普通株式に対する公開買付けを実施し、これによりスーパー大栄はイズミの連結子会社となりました。

その後、スーパー大栄は、各店舗の活性化実施による競争力改善、商品仕入・物流等におけるスケールメリットの追及、ショッピングカード《ゆめカード》及び電子マネー《ゆめか》の導入による固定客作り等を推し進め、イズミはこれを指導・支援してまいりました。

これにより、顧客ニーズの高い総菜類やドラッグ類の直営による新規取扱い、原価低減による売上総利益率の改善、《ゆめカード》を活用した効果的販促活動の展開等の一定の成果をあげることができました。しかしながら、一部の業態転換店舗における客数伸び悩みや店舗運営ノウハウの共有化の遅れ等により、スーパー大栄の業績改善は想定よりも遅れが見られます。

このような状況を踏まえ、スーパー大栄は、イズミと実施した諸施策の実効性を高めるには一段の経営改革が不可欠であり、かつ、イズミグループが持つ経営ノウハウの活用と価値観の共有を更に一層推し進める必要があるとの考えに至りました。

両社は、平成26年12月16日付プレスリリース「株式会社スーパー大栄普通株式（証券コード9819）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び「株式会社イズミによる当社の普通株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」に記載のとおり、当初はイズミによるスーパー大栄の完全子会社化を企図していませんでした。しかし、小売業界を取巻く事業環境は想定以上のスピードで変化しており、北九州地区におけるイズミグループの経営基盤を強固なものにするためには、両社の協業関係を一段と強化し、意思決定の迅速化や機動的な投資活動、活発な人材交流を推し進めてゆく必要があるとの認識に至り、その実現に向けた今後の経営のあり方について議論を重ねました。そして、イズミがスーパー大栄を完全子会社化することが、両社にとってもステークホルダーの皆様にとっても最善の策であるとの意見を共有いたしました。その後、イズミより本株式交換を申し入れ、真摯に協議・交渉を重ね、平成27年11月30日、本株式交換の実施を両社で決議いたしました。

なお、本株式交換の効力発生の後、スーパー大栄は、財務体質の改善と機動的な資本政策の遂行のため、平成28年2月期中に減資手続きを実施する予定です。

(3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容、その他の本株式交換契約の内容

本株式交換の方法

イズミを株式交換完全親会社、スーパー大栄を株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、平成28年2月18日を効力発生日（予定）として、イズミについては、会社法第796条第2項の規定に基づき、イズミの株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により行う予定です。スーパー大栄については、平成28年1月29日に開催するスーパー大栄の臨時株主総会において本株式交換契約の承認を受けたうえで行う予定です。

本株式交換に係る割当ての内容

	イズミ (株式交換完全親会社)	スーパー大栄 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 交換比率	1	0.04
本株式交換により 交付する株式数	普通株式：175,404株(予定)	

(注1) 株式の割当比率

イズミは、本株式交換によりイズミがスーパー大栄の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)におけるスーパー大栄の株主の皆様に対し、その保有するスーパー大栄の普通株式1株に対して、イズミの普通株式0.04株を割当て交付いたします。ただし、イズミが所有するスーパー大栄の普通株式(平成27年11月30日現在4,575,000株)については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

イズミは、本株式交換により、イズミの普通株式175,404株(予定)を割当て交付いたしますが、交付する株式はすべてイズミが保有する自己株式(平成27年8月31日現在7,375,329株)より充当する予定です。なお、スーパー大栄は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会決議により、基準時において保有しているすべての自己株式(本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に係る株式買取りによって取得する自己株式を含みます。)を基準時(ただし、当該買取りがあった場合には、当該買取りの効力が生じた後の時点とします。)において消却する予定です。本株式交換によりイズミが割当て交付する株式数については、スーパー大栄による自己株式の消却等により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、イズミの単元未満株式(100株未満の株式)を保有することになるスーパー大栄の株主の皆様につきましては、以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

単元未満株式の買取制度(100株未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、イズミに対しその保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、イズミの1株に満たない端数の交付を受けることとなるスーパー大栄の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い、その端数の合計数(合計数に1に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。)に相当する数のイズミの株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

本株式交換に伴う新株予約権付社債に関する取扱い

スーパー大栄は、新株予約権及び新株予約権付社債をいずれも発行しておりません。

その他の本株式交換契約の内容

イズミ及びスーパー大栄が平成27年11月30日に締結した本株式交換契約の内容はつぎのとおりです。

株式交換契約書

株式会社イズミ（以下「甲」という。）及び株式会社スーパー大栄（以下「乙」という。）は、以下のとおり株式交換契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

乙は、本契約の規定に従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（但し、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に定めるとおりである。

（1）甲：株式交換完全親会社

商号 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

（2）乙：株式交換完全子会社

商号 株式会社スーパー大栄

住所 福岡県北九州市八幡西区中須一丁目1番7号

第3条（株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「本株式交換基準時」という。）における乙の株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対して、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の合計数に0.04を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.04株の割合をもって甲の普通株式を割り当てる。
3. 前項の規定に従って本割当対象株主のそれぞれに対して割り当てる甲の普通株式の数に、1株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

第4条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、平成28年2月18日とする。但し、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第5条（資本金及び準備金の額）

本件株式交換に際して増加する甲の資本金及び資本準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

（1）増加する資本金の額 金0円

（2）増加する資本準備金の額 金0円

第6条（株式交換契約承認株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約について同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定に基づき株主総会の決議による本契約の承認が必要となった場合には、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認に関する株主総会決議を求めるものとする。
2. 乙は、平成28年1月29日に開催予定の乙の臨時株主総会において、本契約の承認を求めるものとする。但し、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、甲及び乙が協議し合意の上、当該株主総会の開催日を変更することができる。

第7条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結後から本効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって自己の業務の執行及び財産の管理・運営を行い、本契約に別途定めるものを除き、自己の資産内容、財政状態、経営成績、キャッシュフロー、事業又は将来収益計画（併せて、以下「資産内容等」と総称する。）に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、事前に相手方と協議し合意の上、これを行うものとする。

第8条（誓約事項）

甲及び乙は、本契約締結後から本効力発生日までの間に、本契約に別途定めるものを除き、自己の資産内容等に重大な影響を及ぼすおそれのある事象その他本株式交換の実行に重大な影響を及ぼすおそれのある事象が判明又は発生した場合には、相手方に対して、速やかに書面によりその旨及び当該事象の内容を通知しなければならないものとする。

第9条（自己株式の消却）

乙は、本契約第6条第2項の規定に従って本契約についての株主総会の承認が得られた場合には、本効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議に従い、本株式交換基準時の直前の時点において乙が保有している自己株式（本株式交換に際して会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによって乙が取得する自己株式を含む）の全部を、本株式交換基準時の直前の時点（但し、当該買取りがあった場合には、当該買取りの効力が生じた後に限る。）をもって消却する。

第10条（完全な開示）

甲及び乙がそれぞれ相手方の企業調査にあたり相手方に提示した一切の文書、文書ファイルその他の資料（文書によるものか電子データによるものかを問わない。）は、真正に作成されたものの原本であるか、またはその正写したものである。

甲及び乙が相手方に対して開示した情報（質問に対する回答を含み、これに限られない。）は、すべての重要な点について真実かつ正確なものであり、誤解を招かないために言及することが必要な重要な事実についての漏れ又は省略は、一切存在しない。

第11条（本契約の効力）

本契約は、以下の各号に該当する場合には、その効力を失うものとする。

- （1）甲において、会社法第796条第3項の規定に基づき株主総会の決議による本契約の承認が必要となった場合において、本効力発生日の前日までに、本契約についての株主総会の承認が得られなかった場合
- （2）乙において、本契約第6条第2項の規定に従って本契約についての株主総会の承認が得られなかった場合
- （3）本契約第12条に従い本契約が解除された場合
- （4）法令（金融商品取引所規則を含む。）上、本株式交換に関して要求される関係官庁（金融商品取引所を含む。）の承認等が得られないことが客観的に明らかとなった場合

第12条（本契約の変更及び合意解除）

甲及び乙は、本契約締結後から本効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の何れかの資産内容等に重大な影響を及ぼす事象その他本株式交換の実行に重大な影響を及ぼす事象が判明又は発生した場合には、協議し合意の上、本契約の変更又は解除を行うことができるものとする。

第13条（協議事項）

本契約に規定のない事項、又は本契約の条項の解釈について疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠実に協議の上、これを解決するものとする。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年11月30日

(甲)

広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

株式会社イズミ

代表取締役社長 山西 泰明

(乙)

福岡県北九州市八幡西区中須一丁目1番7号

株式会社スーパー大栄

代表取締役社長 松島 三秋

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

割当て内容の根拠及び理由

上記(2)「本株式交換の目的」に記載のとおり、イズミ及びスーパー大栄においては、一部の事業において一定の協力関係にありましたが、小売業にとって外部環境への対応が一段と難しさを増していく中、スーパー大栄における意思決定の迅速化と柔軟かつ戦略的な事業運営を推進するとともに、イズミとスーパー大栄の経営資源を相互活用し、両社の経営基盤の強化及びシナジー効果の最大化を図ることが必要と考え、平成27年7月に本株式交換について検討を開始いたしました。その後の複数回にわたる協議・交渉の結果、イズミによるスーパー大栄の完全子会社化が、両社の企業価値の向上に最善の策であるとの結論に至り、本株式交換を行うことを決定いたしました。

イズミは、下記「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式交換の株式交換比率の公正性その他本株式交換の公正性を担保するため、イズミ及びスーパー大栄から独立した第三者算定機関として山田ビジネスコンサルティング株式会社(以下「山田ビジネスコンサルティング」といいます。)を、法務アドバイザーとして兒玉法律事務所をそれぞれ選定し、本格的な検討を開始いたしました。

スーパー大栄は、本株式交換について、下記「公正性を担保するための措置」及び「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本株式交換の株式交換比率の公正性その他本株式交換の公正性を担保するため、イズミ及びスーパー大栄から独立した第三者算定機関として株式会社AGSコンサルティング(以下「AGSコンサルティング」といいます。)を、法務アドバイザーとして近江法律事務所をそれぞれ選定し、本株式交換に関する検討を開始いたしました。

イズミは、下記「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である山田ビジネスコンサルティングから平成27年11月27日付で受領した株式交換比率に関する算定書及び法務アドバイザーである兒玉法律事務所からの助言を踏まえ、取締役会で慎重に協議・検討した結果、上記(3)「本株式交換に係る割当ての内容」記載の本株式交換の株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

スーパー大栄は、下記「公正性を担保するための措置」及び「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるAGSコンサルティングから平成27年11月27日付で受領した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである近江法律事務所からの助言及び、イズミと利害関係を有しないスーパー大栄の社外取締役であり、福岡証券取引所に独立役員として届け出ている原田正一氏からの、本株式交換の目的、交渉過程の経緯及び対価の公正性の観点から、本株式交換がスーパー大栄の少数株主にとって不利益なものでないことを内容とする意見並びに、法務アドバイザーである近江法律事務所から平成27年11月27日付で取得した、同氏の上記意見について、法的な観点から、特に不合理な点は見受けられず、本株式交換がスーパー大栄の少数株主にとって不利益なものであるとは認められない旨を内容とする意見書を踏まえ、また、スーパー大栄及びイズミの両社の業績動向、株価動向及び財務状況等その他の要因も総合的に勘案して取締役会で慎重に協議・検討した結果、本株式交換の株式交換比率により本株式交換を行うことはスーパー大栄の株主の皆様の利益に資するものであると判断し、本株式交換を行うことが妥当であるとの結論に至りました。

上述の算定結果、助言、意見書等に加え、それぞれの業績動向、株価動向及び財務状況等その他の要因も総合的に勘案しながら、両社で慎重に協議・交渉を重ねた結果、本株式交換比率はそれぞれの株主の皆様にとって妥当であるものと判断し、平成27年11月30日、本株式交換を行うことを決定し、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

算定に関する事項

イズミは、本株式交換の株式交換比率について、その公正性・妥当性を確保するため、イズミ及びスーパー大栄から独立した第三者算定機関である山田ビジネスコンサルティングに株式交換比率の算定を依頼し、山田ビジネスコンサルティングより平成27年11月27日付で提出された株式交換比率算定書を参考にしました。なお、山田ビジネスコンサルティングはイズミ及びスーパー大栄の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して、重要な利害関係を有していません。また、イズミは、山田ビジネスコンサルティングから本株式交換比率の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していません。

山田ビジネスコンサルティングは、複数の株式価値算定手法の中から株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえ、イズミ株式が東京証券取引所に上場しており、スーパー大栄株式も福岡証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の収益力や事業リスクを適切に株式価値に反映させることが可能な観点からディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を採用し、各手法を用いて株式交換比率の算定を行っています。各手法において算定された株式交換比率は以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.033～0.037
D C F 法	0.017～0.054

市場株価法では、両社株式の市場取引の状況等を勘案の上、本株式交換比率算定書提出日である平成27年11月27日を基準日として、基準日の株価終値、直近1ヶ月の株価終値単純平均値、直近3ヶ月の株価終値単純平均値及び直近6ヶ月の株価終値単純平均値を基に、株式交換比率の範囲を0.033から0.037までと算定しています。なお、市場株価法で使用しているスーパー大栄株式の株価終値単純平均値については、福岡証券取引所におけるものです。D C F 法では、両社の事業計画をもとに、直近までの業績の動向、一般に公開された情報、両社へのマネジメントインタビュー等の諸要素を踏まえて、両社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて両社の企業価値や株式価値を分析し、株式交換比率の範囲を0.017から0.054までと算定しています。

なお、D C F 法による分析に用いたスーパー大栄の業績見込みにおいて大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、既存店改装効果の通期貢献が見込まれること及び改装費用の一巡による販売管理費等の大幅な削減により、平成29年2月期の営業利益を185百万円（平成28年2月期予想は85百万円）と見込んでおります。

一方、スーパー大栄は、本株式交換の株式交換比率について、その公正性・妥当性を確保するため、イズミ及びスーパー大栄から独立した第三者算定機関であるA G Sコンサルティングに株式交換比率の算定を依頼し、A G Sコンサルティングより平成27年11月27日付で提出された株式交換比率算定書を参考にしました。なお、A G Sコンサルティングはイズミ及びスーパー大栄の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して、重要な利害関係を有していません。また、スーパー大栄は、A G Sコンサルティングから本株式交換比率の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

A G Sコンサルティングは、複数の株式価値算定手法の中から株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえ、イズミ株式が東京証券取引所に上場しており、スーパー大栄株式も福岡証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の収益力や事業リスクを適切に株式価値に反映させることが可能な観点からD C F 法を採用し、各手法を用いて両社の算定を行っています。各手法において算定された株式交換比率は以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.034～0.037
D C F 法	0.034～0.044

市場株価法では、両社株式の市場取引の状況等を勘案の上、本株式価値算定書提出日である平成27年11月27日を基準日として、基準日の株価終値、直近1ヶ月の株価終値単純平均値、直近3ヶ月の株価終値単純平均値及び直近6ヶ月の株価終値単純平均値を基に、株式交換比率の範囲を0.034から0.037までと算定しています。なお、市場株価法で使用しているスーパー大栄株式の株価終値単純平均値については、福岡証券取引所におけるものです。D C F 法では、両社の事業計画をもとに、直近までの業績の動向、一般に公開された情報、両社へのマネジメントインタビュー等の諸要素を踏まえて、両社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて両社の企業価値や株式価値を分析し、株式交換比率の範囲を0.034から0.044までと算定しています。

なお、D C F 法による分析に用いたスーパー大栄の業績見込みにおいて大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、既存店改装効果の通期貢献が見込まれること及び改装費用の一巡による販売管理費等の大幅な削減により、平成29年2月期の営業利益を185百万円（平成28年2月期予想は85百万円）と見込んでおります。

上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換に伴い、その効力発生日である平成28年2月18日（予定）をもって、イズミはスーパー大栄の完全親会社となり、完全子会社となるスーパー大栄の普通株式は、福岡証券取引所の上場廃止基準により、所定の手続を経て平成28年2月15日に上場廃止（最終売買日は平成28年2月12日）となる予定です。上場廃止後は、スーパー大栄の普通株式を福岡証券取引所において取引することができなくなりますが、本株式交換の効力発生日においての株主の皆様にご割り当てられるイズミの普通株式は東京証券取引所市場第一部に上場されているため、株式の所有数に応じて一部の株主の皆様において単元未満株式の割り当てのみを受ける可能性はあるものの、1単元以

上の株式について引き続き東京証券取引所において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。一方、本株式交換により、イズミの単元未満株式を所有することとなる株主の皆様においては、金融商品取引所において単元未満株式を売却することはできませんが、株主の皆様の希望により、その所有する単元未満株式を買取を請求することが可能です。かかる取扱いの概要につきましては、上記（３）「本株式交換に係る割当ての内容」の（注３）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、１株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記（３）「本株式交換に係る割当ての内容」の（注４）「１株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。なお、スーパー大栄の株主の皆様は、最終売買日である平成28年2月12日（予定）までは、福岡証券取引所において、その保有するスーパー大栄の普通株式を従来通り取引することができるほか、会社法その他の関係法令に定める適切な権利を行使することができます。

公正性を担保するための措置

本株式交換においては、イズミは既にスーパー大栄の発行済株式総数の50.99%を保有し、スーパー大栄はイズミの連結子会社に該当することから、公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

（ ）第三者算定機関からの算定書の取得

イズミは、イズミ株主のために、イズミ及びスーパー大栄から独立した第三者算定機関である山田ビジネスコンサルティングを選定し、平成27年11月27日付で、株式交換比率に関する算定書を取得しました。算定書の概要は上記（４）「算定に関する事項」をご参照ください。

一方、スーパー大栄は、スーパー大栄株主のために、イズミ及びスーパー大栄から独立した第三者算定機関であるAGSコンサルティングを選定し、平成27年11月27日付で、株式交換比率に関する算定書を取得しました。算定書の概要は上記（４）「算定に関する事項」をご参照ください。

（ ）独立した法律事務所からの助言

イズミは、本株式交換の法務アドバイザーとして兒玉法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、兒玉法律事務所は、イズミ及びスーパー大栄との間で重要な利害関係を有しません。

一方、スーパー大栄は、本株式交換の法務アドバイザーとして近江法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、近江法律事務所は、スーパー大栄及びイズミとの間で重要な利害関係を有しません。

利益相反を回避するための措置

本株式交換に関して、スーパー大栄は、イズミが既にスーパー大栄の発行済株式総数の50.99%を保有し、スーパー大栄はイズミの連結子会社に該当するため、利益相反を回避する観点から、以下のような措置を講じております。

（ ）スーパー大栄における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の承認

平成27年11月30日開催のスーパー大栄の取締役会では、本株式交換契約に関する議案について、スーパー大栄の出席取締役全員の賛同を得て承認可決されております。

また、上記取締役会には、イズミから出向している松島三秋氏を除く、全ての取締役及び監査役が参加し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。なお、本株式交換に関し、上記松島三秋氏は、利益相反を回避するため、スーパー大栄の取締役会における本株式交換に関する審議及び決議に参加しておらず、スーパー大栄の立場において本株式交換にかかる協議・交渉に参加していません。

（ ）スーパー大栄における利害関係を有しない第三者からの意見書の取得

スーパー大栄の取締役会は、本株式交換を検討するにあたり、イズミと利害関係を有しないスーパー大栄の社外取締役であり、福岡証券取引所に独立役員として届け出ている原田正一氏に対し、福岡証券取引所の定める規則に基づき、本株式交換に関するスーパー大栄の決定がスーパー大栄の少数株主にとって不利益なものでないかを諮問いたしました。

同氏は、AGSコンサルティングがスーパー大栄に対して提出した株式交換比率算定書その他本株式交換に関連する各種資料及び関係者からの説明聴取の内容を踏まえ、本株式交換に関して慎重に検討した結果、スーパー大栄の取締役会に対して、本株式交換がスーパー大栄の少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする意見を述べております。

また、スーパー大栄は、同氏の上記意見について、法務アドバイザーである近江法律事務所より、法的な観点から、特に不合理な点は見受けられず、本株式交換がスーパー大栄の少数株主にとって不利益なものであるとは認められない旨を内容とする意見書を、平成27年11月27日付で取得しております。

(5) 本株式交換後の状況

	株式交換完全親会社
(1) 名称	株式会社イズミ
(2) 所在地	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 山西 泰明
(4) 事業内容	ショッピングセンター、ゼネラル・マーチャндаイジング・ストア (G M S)、スーパーマーケット等の業態による衣料品、住居関連品、食料品等の販売
(5) 資本金	19,613百万円
(6) 決算期	2月末日
(7) 純資産	現時点では確定しておりません。
(8) 総資産	現時点では確定しておりません。

以上